

給食費について(5月22日)

6月1日(月)から給食が再開されることとなりました。

1 6月分の給食費について
徴収いたします。

2 その他

令和2年3月分給食費を徴収しており、令和2年度に繰越しをさせていただいておりますので、6月分給食費徴収額から相殺させていただきます。